

長岡市公告第74号

長岡農業振興地域整備計画の変更について（公告）

長岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間が満了する日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

1 縦覧期間

令和6年3月30日から同年4月30日まで

2 縦覧場所

長岡市農林水産部農林整備課

3 意見書の提出又は異議の申出

意見書の提出又は異議の申出については、縦覧場所に備付けの「長岡農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」又は「長岡農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。